

愛知県災害拠点病院設置要綱

(目的)

第 1 条 災害時における愛知県の医療救護活動の拠点となる病院（以下「災害拠点病院」という。）を設置し、被災現場において応急救護を行う救護所や救急病院、救急診療所等との円滑な連携のもとに、災害時における重症患者の適切な医療を確保することを目的とする。

(災害拠点病院の指定)

第 2 条 災害拠点病院は知事が指定する。

2 指定にあたっては、圏域保健医療福祉推進会議及び愛知県医療審議会 5 事業等推進部会の意見を聴くものとする。

(災害拠点病院の指定基準)

第 3 条 災害拠点病院の指定基準は、国の「災害拠点病院整備事業実施要綱」（H8.5.10 健政発第 435 号）及び「災害時における医療体制の充実強化について」（H24.3.21 医政発 0321 第 2 号）の別紙災害拠点病院指定要件の（1）及び（2）とし、救命救急センター又は第二次救急医療機関から選定する。

(災害拠点病院の構成)

第 4 条 災害拠点病院は、基幹災害拠点病院、地域中核災害拠点病院及び地域災害拠点病院により構成する。

（1）基幹災害拠点病院は、救命救急センターの指定を受けているものから選定し、地域災害拠点病院機能のほか、災害医療に関する県の中心的な役割機能及び県下全域の災害拠点病院の機能を強化するための訓練・研修機能（研修室の保有を含む。）に加え、次の機能等を有するものとする。

ア 複数の D M A T を保有すること。

イ 診療に必要な施設のみならず、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震機能を有すること。

ウ 第 3 条（1）カ 後段の規定に関わらず、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。

（2）地域中核災害拠点病院は、原則として、救命救急センターの指定を受けているものから選定し、広域二次救急医療圏の中核医療機関として当該地域の災害拠点病院のとりまとめのほか、当該地域の災害医療体制を強化する機能を有するものとする。

（3）地域災害拠点病院は、（1）、（2）以外の災害拠点病院とする。

(災害拠点病院の運営)

第5条 災害拠点病院は、常に、第3条に定める施設・設備を備え、災害医療支援機能を有するよう努めなければならない。

(附 則)

この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年3月21日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。